

令和4年度

第1回徳島市国民健康保険運営協議会会議録

令和5年2月7日

ホテル千秋閣7階 鳳の間

徳島市国民健康保険運営協議会会議録

1 と き 令和5年2月7日 火曜日 午後1時00分から午後2時00分まで

2 と ころ ホテル千秋閣（自治会館）7階 鳳の間

3 出席委員 被保険者を代表する委員

大崎 和久 （徳島市民生・児童委員協議会）

平田 紀子 （徳島市シニアクラブ連合会）

林 孝行 （J A徳島市青壮年部）

林 容子 （J A徳島市女性部）

保険医及び保険薬剤師を代表する委員

宇都宮 正登 （徳島市医師会）

坂東 智子 （徳島市医師会）

鎌田 光二 （徳島市医師会）

坂東 光美 （徳島市歯科医師会）

公益を代表する委員

本田 泰広 （徳島市議会）

古田 美知代 （徳島市議会）

池田 篤史 （四国放送）

濱中 博 （健康保険組合連合会徳島連合会）

田中 浩三 （弁護士）

被用者保険を代表する委員

中尾 次郎 （徳島県市町村職員共済組合事務局）

欠席委員 被保険者を代表する委員

柏原 他加子 （徳島商工会議所女性会）

保険医及び保険薬剤師を代表する委員

和田 朱実 （徳島市薬剤師会）

被用者保険を代表する委員

品川 晴旨 （全国健康保険協会徳島支部）

4 事務局

健康福祉部長

高島 誠一

保険年金課課長

伊丹 まゆみ

課長補佐

長谷川 靖

収納係長

高木 利章

給付係長

武田 淳子

国保第二係長

大賀 千代

庶務係長

平岡 正成

国保第一係主事

大村 元之介

- 5 議 題 (1) 徳島市国民健康保険条例改正(案)について
(2) 令和5年度国民健康保険事業特別会計事業計画(案)について

6 審議概要

(第一副市長あいさつ、委員紹介、事務局紹介)

事務局

(14名の委員出席、3名の委員欠席、事務局8名出席)

本協議会は、徳島市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、「委員の2分の1以上、かつ、各代表につき1人以上の出席があること」を開催要件としておりますが、本日の会議はこの要件を満たしていることをご報告いたします。

(会長、副会長選任)

本日の運営協議会は、昨年7月の委員改選後、初の開催でございますので、会長、副会長が決定し、副市長から会長に諮問書をお渡しするまでの間、事務局で進行させていただきます。

それでは、まず会長、副会長の選任をさせていただきます。

会長、副会長は、徳島市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により公益を代表する委員の中から選任することとなっておりますが、どのようにお取り扱いいたしましょうか。

委員

会長は、前会長の後任である弁護士の田中委員に、また、副会長は引き続き、健康保険組合連合会徳島連合会の濱中委員にお願いしたらどうでしょうか。

事務局

会長に田中委員、副会長に濱中委員を推薦される旨の御意見をいただきましたが、御異議はございませんか。

→ 異議なし

御異議なしとのことでございます。田中委員、濱中委員お引き受けいただけますか。 → 了承

それでは、本協議会の会長は田中委員に、副会長は濱中委員にお願いいたします。

会長

(第一副市長より諮問書が提出され、会長が受理)

(会長により、平田委員、鎌田委員を会議録署名委員に指名)

それでは、審議に入ります。

今回の諮問事項は、徳島市国民健康保険条例改正（案）、令和5年度国民健康保険事業特別会計事業計画（案）であります。お手元の資料はそろっておりますでしょうか。

それでは、諮問事項に関連して、資料の「1 徳島市の国民健康保険事業の状況」について説明をお願いします。

事務局 （運営協議会資料より、「1 徳島市の国民健康保険事業の状況」を説明）

会長 事務局から徳島市の国民健康保険事業の状況について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

委員 資料1ページの(3)の保健事業の状況ですが、特定健康診査受診率は増加しており、特定保健指導実施率は減少となっておりますが、コロナ禍の中で、今後も特定健康診査受診率は増加傾向にありますか。

事務局 集計中となっておりますので、現在はなんとも言えませんが、コロナも落ち着いてきていることもあり、前年度並みと見込んでおります。

会長 他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。
ないようですので、続きまして、諮問事項の1に関連しまして、資料の「2 徳島市国民健康保険条例改正案」について説明をお願いします。

事務局 （運営協議会資料より、「2 徳島市国民健康保険条例改正案について」を説明）

会長 事務局より、「2 徳島市国民健康保険条例改正案」について説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

委員 資料3ページの産科医療補償制度の加入と未加入で1万2千円の掛金となっているが、比率はどれくらいか。ニーズはどれくらいでしょうか。

会長 事務局で回答をお願いします。

事務局 産科医療制度に加入している病院、加入していない病院の比率かと思いますが、手元に資料がございませんので、詳しい数は申し上げられませんが、加入している病院の方が多いかと思います。

委員 強制的なものではなく、任意で加入ということでしょうか。

事務局 任意となっております。

会長 他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。
ないようですので、諮問事項の「1 徳島市国民健康保険条例改正案」について採決いたします。
原案を可とすることに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

会長 ありがとうございます。
全員挙手でございますので、「1 徳島市国民健康保険条例改正案」は、原案を可とすることとします。

それでは続きまして、諮問事項2の令和5年度国民健康保険事業特別会計事業計画案に関連して、資料の3の令和5年度国民健康保険料の算定方針について、それから、10ページの5、「令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算案について」までのご説明をお願いします。

事務局 (運営協議会資料より、「3 徳島市の保健事業について」から「5 令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」を説明)

会長 事務局より、「2 令和5年度国民健康保険事業特別会計事業計画案」についての説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

委員 資産割が令和5年度に0%になるということで、応能分と応益分の割合について、どのような割合になっているのでしょうか。

事務局 令和3年度から5年度の間で、資産割を徐々に廃止しております。所得割と資産割を応能割、均等割と平等割を応益割といいます。その割合は、令和2年度までは1:1でしたが、令和3年度は0.9:1、令和4年度は0.8:1、令和5年度は0.7:1に割合を近づけております。
なお、これは、徳島県国民健康保険運営方針に基づいて決めております。

委員 令和4年度と令和5年度ではどれだけ増加していますか。

事務局 資料6ページ(3)にも掲載しておりますが、均等割全体で2,500円、平等割全体で1,200円増となっております

委員 令和4年度と比べると合計で3,700円増えるということで、大きな増額となっております。

1. 5億円の基金を取り崩して、一人当たりの保険料は据え置くという努力はされていますが、資産割をなくすことによって、応益割を増やすというのはいかがなものかと思っています。

基金は先ほどの説明で、令和4年度で8.1億円あるという説明がありました。この基金を使って、この増加分をなんとか抑えることはできないかと思っていますが、どうでしょうか。

事務局

応能割と応益割の割合でございますが、この割合は所得水準によって決まっており、全国平均の都道府県でいえば1:1となっていますが、徳島県は所得水準が全国平均よりも低いので、どうしても0.7:1となってしまいます。こういう計算を県がしております。

徳島市の被保険者の所得水準は低いので、所得割を増やしてしまうと中間所得層の方の負担が大きくなってしまいます。低所得者については、軽減の制度がありますので、被保険者全体で、負担してもらうということで、この率を決めさせてもらっております。

また、基金についてですが、基金を取り崩して、保険料を下げることは可能です。一人当たり保険料を下げることになるのですが、今後、医療費もあがってきており、コロナも5類になるということで、保険者負担が増えることを想定しておりますので、急激な保険料の増額にならないように、今後見通して、基金を取り崩すようにしたいと考えております。

委員

応能割分と応益割分の割合を前年度と同じにするように、または1:1にできないでしょうか。

事務局

徳島県も保険者になっておりますので、徳島県の国民健康保険運営方針の中の0.7:1に近づけるということで、この運営方針に従って決めさせてもらっております。

子どもの均等割につきましては、国が均等割の半額の軽減措置を行っておりますので、さらに増額分の負担は抑えられていると考えております。

委員

私は、この割合を0.7:1にしてしまえば、低所得者の負担が増えてしまいますので、そこは考えるべきだと思っていますので、この算定方針については賛成しかねるので、反対をします。

会長

この意見を踏まえて、他にご意見等はございますか。

委員

8、9ページの特定健康診査のところ、説明資料の1ページでは、令和元年度から32.2%、31.9%、35.6%、令和4年度は集計中ということで、8ページでは令和5年度において38%の受診見込として掲げられておりますが、健診費用が9,660円で、自己負担額が1,0

00円となっております。

9ページの個人インセンティブ提供事業の中で、毎月180人に金券を進呈となっております、対象者は特定健康診査及びがん検診を受診した被保険者とありますが、金券はいくら進呈しておりますか。

事務局 お一方、1,000円の金券を進呈しております。

委員 一人1,000円ということであれば、8ページの自己負担額1,000円とどれだけ相殺されるか分かりませんが、この自己負担を0円という思い切ったことをすれば、受診率の向上にも繋がるのではないかと思うが、こういった取り組みが可能なのかどうかお聞きしたい。

事務局 自己負担額を0円にするということですが、やはり予算の面で考える必要があるのと、継続してこの無料を実施していくことが大切になると思いますので、安定して財源が確保できるかどうかというところで慎重に判断する必要があると考えております。

委員 受診率の向上を目指すのであれば、自己負担額0円にできるのではないかと、こういった方向性を模索して頂けるように要望したいと思います。

会長 要望事項がありましたけども、ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

委員 2ページの収納率向上対策の取組の中で、ペイジーやコンビニ収納、スマホアプリなどで努力していただいておりますが、この中でポイントがつくものというのがありますでしょうか。

市民目線の感覚でいうとポイントがつくものってあるのかどうか気がなっております。

それともう一点、国民年金ではクレジットカードが使えると思うのですが、保険料もクレジットカードでの利用ができて、ポイントがついたらありがたいなと思っております。

会長 今の点で事務局から回答はございますか。

事務局 ポイントについてですが、公金についてはポイントがつかないと聞いておりますが、資料が手元にございませんで、今現在は詳しい状況は把握しておりません。申し訳ございません。

会長 そういうご要望もありましたので、調査、ご検討をお願いできたらと思います。

委員 もう一点、以前は一般会計から18歳未満の方の支援がありました。残念ながら令和3年以降からなくなってしまいましたが、それ以降は国民健康保険の会計の中から支援しているということですが、どれくらいの方に支援されているのか、確認をしたいと思います。

事務局 令和4年度見込ですが、令和5年1月末現在で減免の承認件数が95件、減免額が2,654,000円程度となっております。
この減免制度については、今後も引き続き、継続して実施していきたいと考えております。

委員 その一般会計から20,000千円くらい繰入れをして、減免をしていたのですが、この頃の減免の数はどのようになっておりますか。
そして、もう少し利用する方が増えるように努力してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 この減免制度は令和元年度から実施しており、令和元年度で190件、承認をしております。減免額にすると約6,000千円となっております。
令和3、4年と190件より少なくなっておりますが、条件等は変わっておりませんし、窓口等でご案内もさせていただいております。
ただ、被保険者が減ってきておりますので、減免に該当する世帯も減ってきております。
今後も減免の条件を厳しくするとかは考えておらず、引き続き減免制度は実施していきたいと考えております。

委員 減免制度を引き続きやるということですが、国保会計の中から減免をされると保険料があがることにつながりかねますので、ぜひ、減免を利用される方については一般会計からの繰入で実施してほしいと要望しておきます。

会長 ありがとうございます。
色々なご質問やご要望が出ておりますが、ほかにご質問、ご意見等はありませんか。
応能割と応益割の割合について、反対であるというご意見がありました。他にこの事務局の案に対して、全体をどうして反対だという方は他にいらっしゃいますか。

いわゆる追加修正というのも不可能ではないですが、それは多くの委員が追加修正するということにご同意いただく必要があるのですが、今日ご意見があったことを踏まえて、要望事項もありましたので、事務局の方で、

ご検討いただくということで、当然この会の議事録には各委員のご意見というのは記述されることとなりますので、追加修正を出すというところまでではないと考えております。

それでよろしいでしょうか。

それでは意見も出尽くしたようでございますので、諮問事項2の令和5年度国民健康保険事業特別会計事業計画（案）についての採決を行います。

諮問事項2、令和5年度国民健康保険事業特別会計事業計画（案）について、原案を可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員一名以外、全員挙手）

反対の方は挙手をお願いします。

（委員一名挙手）

賛成多数ということで、諮問事項2、令和5年度国民健康保険事業特別会計事業計画（案）について、原案を可とすることといたします。

これで、本日子定の審議事項は、終結いたしました。

なお、この答申につきましては、私の方で、市長に速やかに行いたいと思います。

では、これを持ちまして、本日の国民健康保険運営協議会を終了いたします。

貴重なご意見、長時間に渡る審議をいただきまして、ありがとうございました。